

**障害福祉センターありかた方針及び  
障害者福祉施設ネットワークの考え方**

平成 28 年（2016 年）8 月

豊中市



## 目 次

### 第 I 部 障害福祉センターありかた方針

第 1 章 はじめに .....	1
第 2 章 既存事業（●：身体障害者福祉センター B 型事業） .....	2
(1) 施設運営 .....	2
(2) 各種相談 .....	2
(3) 講座関係 ● .....	2
(4) 機能訓練 .....	2
(5) 在宅支援サービス ● .....	2
(6) ボランティア養成 ● .....	2
(7) 障害者団体活動支援 ● .....	2
(8) 障害者就労支援 .....	2
(9) その他 .....	2
第 3 章 現状と課題 .....	3
(1) 社会状況の変化への対応 .....	3
(2) 変化する障害者支援ニーズへの対応 .....	3
(3) 団体等の自立と新たな担い手づくり .....	3
(4) 自立と社会参加の促進 .....	3
(5) 施設スペースの有効活用 .....	3
(6) 地域に向けた情報発信 .....	3
第 4 章 あるべき姿 .....	5
A. 事業構成に関する「あるべき姿」 .....	5
B. 公民役割分担に関する「あるべき姿」 .....	5
C. 人材育成に関する「あるべき姿」 .....	5
D. その他運営のありかたに関する「あるべき姿」 .....	6
第 5 章 今後の方向性 .....	7
A. 事業構成 .....	7
B. 公民役割分担 .....	9
C. 人材育成 .....	9
D. その他運営のありかた .....	9
第 6 章 その他 .....	11
(1) スケジュール .....	11
(2) 第 2 回障害福祉センター運営検討部会での意見 .....	11

## 第Ⅱ部 障害者福祉施設ネットワークの考え方

第1章 はじめに .....	15
第2章 経過 .....	16
(1) 市立障害者施設について .....	16
(2) 民間施設を含めた障害者施設のネットワーク全体について .....	16
第3章 現状と課題 .....	17
(1) 市立障害者施設の配置及び有効活用 .....	17
(2) 市直営施設と民間施設の収支構造 .....	17
(3) 市内民間障害福祉サービス事業所の状況 .....	17
(4) 新たな障害福祉課題への対応の必要性 .....	17
第4章 あるべき姿 .....	18
第5章 今後の方向性 .....	19
(1) みずほ・おおぞら園 .....	19
(2) 市立みのり園 .....	19
(3) 市立たちばな園 .....	19
(4) 相談支援事業所 .....	20
(5) 障害者グループホーム .....	20
(6) 日中活動系事業所 .....	20
(7) ネットワーク全体の方向性 .....	21

# 第 I 部 障害福祉センターありかた方針

## 第 1 章 はじめに

豊中市は、障害者の地域における「完全参加と平等」が保障される社会の実現と「共に生きる」社会の創造に向けて、障害者の社会参加を促進し健常者との交流を促す施設として、平成 2 年（1990 年）5 月に障害福祉センターひまわりを設置しました。この年は国際障害者年（1981 年）の成果のもと、国連で決議された「障害者に関する世界行動」にもとづく「国連・障害者の十年（1983 年～1992 年）」にあたり、各国で計画的な取り組みが進められた時期でもあります。

障害福祉センターひまわりでは、これまで「豊中市立障害福祉センター条例」（以下「条例」とします。）に示された設置目的である、障害者の文化と教養の向上及び自立と社会参加の促進を図るため、貸室業務や総合相談・各種講座・機能訓練・在宅支援サービス・ボランティア養成・障害者団体支援など各種事業を実施してきました。また、平成 26 年度（2014 年度）より障害者総合支援法にもとづく基幹相談支援センター業務（虐待防止・権利擁護を含む。）を付加し、相談支援の充実に努めています。

施設開所から四半世紀が経過し、障害者福祉を取り巻く環境も大きく変化しました。障害者の対象範囲の拡大や相談支援体制の充実などにより、要支援者ニーズの多様化が進み、よりきめ細やかな支援が求められるようになりました。さらに、少子高齢化の進展に伴う社会保障関係経費の増大傾向のなかで、いかにサービスの持続可能性を確保するかが課題となっています。このような状況のなかで本市は、障害福祉センターひまわりに関し、今後の時代に沿った事業展開を通じて求められる機能の発揮を図るとともに、公民の役割を明確にし、「公」の施設として担う役割を示していかななくてはなりません。

本市では、『豊中市第四次障害者長期計画』（平成 25 年（2013 年）3 月策定）の目標像である「だれもがいきいきと暮らし みんなで支えあうまち」を障害福祉施策のめざすべき方向として、障害者支援の推進に努めています。本市はこの計画に基づき、また条例に示された設置目的をふまえたうえで、「**地域生活を支える新たなニーズへの対応**」「**持続可能な障害福祉サービスの提供**」を、今後の障害福祉センターひまわりの使命と捉え、本方針を策定し取り組みを進めることとします。

### （文章構成について）

- ・ 本方針は 6 章で構成されています。
- ・ 「第 2 章 既存事業」（p2）は、「事業構成イメージ」（p8）の左側部分に事業形態別（直営事業・委託事業）で再掲しています。
- ・ 「第 3 章 現状と課題」（p3）は、障害福祉センターひまわり内部でのこれまでの検討や障害福祉センター運営検討部会での意見に基づき作成したものであり、「視点分類表」（p4）で本方針策定のための 4 視点（事業構成・公民役割分担・人材育成・運営のありかた）による分類を視覚化しています。
- ・ 「第 4 章 あるべき姿」（p5）「第 5 章 今後の方向性」（p7）は、本方針策定のための 4 視点毎に表記しています。

## 第2章 既存事業（●：身体障害者福祉センターB型事業）

（「事業構成イメージ」（p8）参照。）

### （1）施設運営

- 貸室（会議室・研修室・体育室・調理実習室） ●
- 喫茶コーナー（平成26年（2014年）3月末休止）
- 浴場（月・水・金の週3回 11時から17時まで 受付は16時30分まで）
- 送迎サービス《平成28年度（2016年度）より事業の機能化を予定》 ●

### （2）各種相談

- 更生相談 ●
- 基幹相談支援センター業務（総合相談・計画相談・障害者虐待・権利擁護など）
- 障害児等療育支援事業《うち、障害児支援はこども未来部に移管予定》

### （3）講座関係 ●

- 各種講座（定期講座20講座・短期講座2講座）
- 出前講座
- ひまわりひろば
- IT講習

### （4）機能訓練（40分／回）

### （5）在宅支援サービス ●

- 視覚障害者日常生活訓練及び歩行訓練
- 視覚障害者に対する情報提供（声の広報・声の図書・点字広報・点字図書）
- 聴覚障害者への生活相談
- 手話通訳・要約筆記通訳者派遣
- 福祉バス
- 入浴介助サービス（1回／週）

### （6）ボランティア養成 ●

- 手話通訳奉仕員養成講習会
- 要約筆記通訳ボランティア養成講習会
- 点訳ボランティア養成講習会
- 音訳ボランティア養成講習会

### （7）障害者団体活動支援 ●

- 豊中市身体障害者福祉会
- 豊中市障害者親の会3団体

### （8）障害者就労支援

- 障害者雇用（一般職非常勤職員：受付事務4名・相談事務1名・点字指導2名）
- 障害者就労雇用支援センターへの清掃業務委託（体育室・喫茶コーナー・1階玄関）

### （9）その他

- 啓発活動・情報発信・施設の維持管理

### 第3章 現状と課題

障害福祉センターひまわりは、「障害者の完全参加と平等」の理念の実現に向け、障害者の社会参加を促進し健全者との交流を促す施設として平成2年（1990年）に創設され、25年が経過しました。

本方針策定時点における現状と課題は、次のとおりです。

#### （1）社会状況の変化への対応

市域の社会資源の充実の一方、社会保障関係経費全体の増大や法律改正等による制度の変化など、障害福祉を取り巻く社会状況も大きく変化しています。

これからの障害者への支援を行うにあたっては、障害福祉センターひまわりについても、いまの時代に即した機能や役割等に変えていくことが課題です。

#### （2）変化する障害者支援ニーズへの対応

本市では平成26年（2014年）、障害者総合支援法の施行に伴い障害福祉センターひまわり内に基幹相談支援センターを設置し、地域での相談支援体制のしくみを構築しましたが、その一方で要支援者の状況の多様化や相談内容の複雑化が進んでいます。

公民（公立施設と民間事業所、行政と民間主体）で適切な役割分担を行い、現状及び今後のニーズに対応でき、かつ効率的な相談支援体制を確立することが求められています。

#### （3）団体等の自立と新たな担い手づくり

本市では、市域の障害者団体の会員減少と高齢化が進んでいます。

この状況を受け、今後の団体の自立した運営とともに、若年障害者などへの新たなネットワークづくりや手話通訳などのボランティアの育成支援も課題になっています。

#### （4）自立と社会参加の促進

各種講座では、送迎や講座での介助支援による日々の関わりから利用者のニーズ把握に努め、様々な新規講座を立ち上げてきましたが、昨今の日中活動系社会資源の充実に伴い、受講者の年齢構成や障害特性なども変化してきており、特に高齢者・精神障害者の利用増加が顕著です。

今後は、新たな層への働きかけを通して、障害者の自立と社会参加を促進することが課題です。

#### （5）施設スペースの有効活用

施設（ハード）としての障害福祉センターひまわりには、平成26年（2014年）3月末日に休止になった喫茶コーナーや、現在施設内の一部貸与で民間事業所が実施している短期入所支援・日中一時支援事業で利用しているスペースがあります。

本市では、『豊中市市有施設有効活用計画』（平成23年（2011年）7月策定）に基づき、市有施設の戦略的な配置と有効活用を進めており、障害福祉センターひまわりについても施設（ハード）の効用を最大化するべくスペースの有効活用を図ることが必要です。

#### （6）地域に向けた情報発信

障害福祉センターひまわりでは、障害者支援の拠点施設としてこれまで広報誌やホームページ等を活用し、市民などへの情報発信を行ってきましたが、障害者が共に生きる地域づくりのためには、地域における多様な主体が情報を共有し、連携・協働して取り組んでいく必要があります。

今後は、地域の障害福祉事業所や各種関係機関へのよりきめ細やかな情報発信が課題です。

\* 以上の現状と課題を整理すると、別表「視点分類表」の4視点が存在すると考えられます。

【 視 点 分 類 表 】

<div style="text-align: center;">視 点</div> <div style="text-align: center;">現状と課題</div>	<div style="text-align: center;">事業構成</div> <div style="text-align: center;">(A)</div>	<div style="text-align: center;">公民役割分担</div> <div style="text-align: center;">(B)</div>	<div style="text-align: center;">人材育成</div> <div style="text-align: center;">(C)</div>	<div style="text-align: center;">運営のありかた</div> <div style="text-align: center;">(D)</div>
(1) 社会状況の変化への対応	◎	◎	◎	◎
(2) 変化する障害者支援ニーズへの対応	◎	◎	◎	
(3) 団体等の自立に向けた新たな担い手づくり	◎		◎	
(4) 自立と社会参加の促進	◎			
(5) 施設スペースの有効活用				◎
(6) 地域に向けた情報発信				◎



## 第4章 あるべき姿

「現状と課題」をふまえ、4つの視点毎に今後の障害福祉センターひまわりにおける「あるべき姿」を設定します。

### A. 事業構成に関する「あるべき姿」

今後の障害福祉センターひまわりが求められる機能から、事業構成のあるべき姿を設定します。

- 社会状況の変化に対応し、新たなニーズに応え、新たな層への働きかけを行うため、障害福祉センターひまわりが、障害者支援のための「**新たなサービスの創造の場**」となる
- 障害福祉センターひまわりは、利用者の個々の特性に応じてエンパワーメントを高める「**通過点**」であるが、単に「通過点」であるに留まらず、切れ目ない支援のための「**ネットワークの結節点**」となる
- 社会の変化と障害者の抱える要支援状況の多様化・複雑化にあつて、将来にわたりサービスの担い手を確保し、障害者が困難に陥ることのないよう、障害福祉センターひまわりが「**セーフティネットを維持する拠点であるとともに、セーフティネットを民間へと拡充するための出発点**」となる



上記のありかたを具現化するための事業構成を、常に検証・改善・見直しを加えつつ確立する

### B. 公民役割分担に関する「あるべき姿」

「はじめに」で示した障害福祉センターひまわりの使命を追求するうえで、公立施設と民間施設・行政と民間主体との役割分担に関してあるべき姿を設定します。

- 多様な主体による支援のネットワークを構築するなかで、公は「**発信・創造・先導・調整・補完**」を率先して担い、施策全体を推進する責務を果たす
- 民間施設・民間主体は、それぞれの強み・創意工夫を生かし、主たるサービスの担い手として公との対等協働のパートナーシップのもと、支援のネットワークを支え、かつ強化する



上記に沿って今後のニーズへの対応と持続可能なサービス提供を実現する役割分担を確立する

### C. 人材育成に関する「あるべき姿」

「現状と課題」に記載したとおり、今後の担い手づくり等が喫緊の課題となっているなか、障害福祉センターひまわりにおける人材育成の「あるべき姿」を設定します。

- 障害福祉センターひまわりが、障害者支援にかかる団体の自立や地域の担い手のスキルアップ等を支援するとともに、新たな担い手づくりを行う**市域全域の育成センター**となる
- 障害福祉センターひまわりに従事する行政職員について、今後の障害福祉施策または広く福祉全般や地域づくり・まちづくり施策の担い手となれるよう、業務を通して知識・経験の蓄積を図る

#### D. その他運営のありかたに関する「あるべき姿」

運営に関わる重要な点につき、「あるべき姿」を設定します。

- 今後の事業構成の見直し等には、利用者とその家族の意見を常に反映するしくみを確立する
- 施設（ハード）としての障害福祉センターひまわりが、関連施設との複合化・多機能化も含め、スペースの最大限の有効活用を図り、施設全体で相乗効果を発揮するありかたを確立する
- 障害福祉センターひまわりが、施策推進のための情報センターとなり、地域の担い手さらには全市民に届く発信と着実かつ効果的な普及啓発を進める

## 第5章 今後の方向性 【実施時期：平成29年度（2017年度）より逐次実施します。】

今日、障害福祉サービスにおいても民間事業所の創意工夫により様々なサービス提供や支援スキルが確立されてきています。一方、障害福祉行政においては、発達障害者支援など多様化する障害への対応や、障害当事者のQOLの維持向上に向けた支援、サービス等利用計画を中心としたケアマネジメントの充実支援、障害者虐待への対応等の権利擁護支援、またこれらを包含した総合的な相談支援体制の構築など新たな使命が課せられています。本方針の冒頭で述べたとおり、障害福祉センターひまわりでは、「地域生活を支える新たなニーズへの対応」「持続可能な障害福祉サービスの提供」を使命と捉え、本方針に基づき取り組みを進めることとします。なお、現時点における今後の方向性については、以下のとおりとします。

### A. 事業構成

障害福祉センターひまわりで実施する既存事業については、利用者ニーズの把握に努めるとともに、各事業の内容や市域の社会資源の状況分析を行い、機能充実などを前提に取り組みを進めます。また、相談支援の活発化により生じた新たな課題への対応については、障害福祉センターひまわりが培ってきた支援スキルや市専門職等の人材活用や民間の障害者を支援する力を生かし、障害者支援のセーフティネット機能を有する新たなしくみ（発達障害者支援・QOLの維持に向けた支援・相談支援の機能向上・集いの場の提供・人材育成支援）を構築し、障害者支援の基幹的役割を果たすことをめざします。

また、あるべき姿で示した機能に関わる新規事業を創出します。

(次ページ参照。)

# 【事業構成イメージ】

～めざすべき方向～  
だれもがいきいきと暮らし、みんなで支えあうまち

★・・・機能充実

直営事業

- 施設運営
  - ・貸室
  - ・喫茶コーナー★
  - ・浴場★
- 各種相談
  - ・更生相談
  - ・基幹相談支援センター業務（虐待防止、権利擁護）
  - ・障害児等療育支援事業
- 講座関係
  - ・各種講座★
  - ・出前講座★
  - ・ひまわりひろば★
- 機能訓練
- 在宅支援サービス
  - ・視覚障害者日常生活及び歩行訓練
  - ・視覚障害者に対する情報提供
  - ・聴覚障害者への生活相談
  - ・手話通訳・要約筆記通訳者派遣★
- 障害者団体活動支援
  - ・豊中市身体障害者福祉会★
  - ・豊中市障害者親の会3団体★
- 障害者就労支援
  - ・障害者雇用

委託事業

- 施設運営
  - ・送迎サービス★
- 各種相談
  - ・基幹相談支援センター業務（総合相談・計画相談）
- 講座関係
  - ・IT講習会
- 在宅支援サービス
  - ・福祉バス
  - ・入浴介助サービス
- ボランティア養成
  - ・手話通訳奉仕員講習会
  - ・要約筆記通訳ボランティア養成講座
  - ・点訳ボランティア養成講習会
  - ・音訳ボランティア養成講習会
- 障害者就労支援
  - ・豊中市障害者就労支援センターへの清掃業務委託

本課  
○相談支援業務

<コンセプト>障害者支援のための情報発信

<事業実施の考え方>障害者支援の拠点施設化をすすめます

新規事業

発展型  
事業へ

- 発達障害者支援
- ・関係機関との連携・協力

付加型  
事業へ

- QOLの維持に向けた支援
- ・自立した生活の継続

再構築型  
事業へ

- 相談支援の機能向上
- ・きめ細やかな体制確立

自主型  
事業へ

- 集いの場の提供
- ・当事者交流
- ・若者の情報交換

アウトリーチ型  
事業へ

- 人材育成支援
- ・支援スキル・専門性を生かした後方支援

① 地域生活を支える新たなニーズへの支援  
② 持続可能な障害福祉サービスの提供

## B. 公民役割分担

現在、民間事業所では多様な障害福祉サービスの提供が行われ、これまで対応できなかった要支援者の掘り起しが進められたことによって、新たな課題が生じています。このことから、障害福祉サービスの提供など民間事業所が得意とする分野は民間活力の導入を進めながら、不足する社会資源の確保など行政が担うことでより良い効果が得られる分野は行政が担うべき役割と位置づけ行政責任を果たします。

### ① 市域における市立障害福祉センターひまわりと民間施設との役割分担

障害福祉サービスなど障害者への直接支援は民間が担うという流れは今後も継承しつつ、行政が担うことでより良い効果が得られる、民間が参入しきれない新たな事業などの社会資源の確保や民間事業所などへのバックアップ支援などは行政責任として担っていきます。

### ② 障害福祉センターひまわり内における行政と民間主体の役割分担

既存事業の民間活力導入の可能性については、事業の分析及び担い手の有無などの調査を行い、今後も継続して検討を進めます。また、市域の障害者支援のセーフティネット機能を有する新たなしくみは、行政が担う役割として直営を前提に立ち上げます。

## C. 人材育成

本市での障害者支援は、障害福祉施策の法整備が進み、障害者の概念や範囲が広がるなか、障害福祉サービスなど障害者への直接支援は民間事業者が担うという構図になっていますが、要支援者への対応も多様化・複雑化の傾向にあります。このようななか、個々の支援対象者や民間事業所職員などへの支援スキルの向上のための支援が不可欠になっています。

### ① 社会資源としての市域の支援力の育成

市域社会資源の支援スキル向上にむけ、障害福祉センターひまわりの特性を生かした専門職員によるアウトリーチ型支援のしくみ（指導・助言・専門講座など）を構築します。

### ② 障害福祉センターひまわりの行政職員の育成

これからの障害福祉センターひまわりは、障害者団体や若年障害者などへの自立に向けた後方支援や民間事業所などへの支援スキルの提供などを担うこととなります。このことから行政の専門性を生かした専門力の向上を図るべく、職員への人材育成に努めます。

## D. その他運営のありかた

障害福祉センターひまわりの今後については、創設時の理念に基づき障害者とその家族の意見集約を前提に、多様化する社会変化に対応する柔軟な発想をもって、施設としてのありかたや市域への情報発信などの課題に取り組み、障害のある人も障害のない人もともに集える障害者支援の拠点施設をめざします。

### ① 当事者等意見の反映

障害者支援には、障害者が主体になれるしくみ（ひまわりを利用する方とその家族の意見が反映されるしくみ）が必要です。障害福祉センターひまわりの方向性を考えるにあたり、障害者とその家族及び支援者の意見を集約します。

## ② 複合化・多機能化、スペースの有効活用

障害福祉センターひまわりが、これからも本施設が市域においてさらに障害者支援の中核的役割を担うために、活動や交流、情報など多様なニーズに対応できる複合多機能施設としてのありかたを検討します。

## ③ 情報発信

今後は関係機関等との情報の共有化を図り、より効果的・機能的な障害者支援の情報集約のしくみを構築し、新たな情報伝達媒体の活用からフェイスツウ フェイスに至るまでの情報発信における創意工夫を図ります。

地域の関係機関との連携を通じてのスキル伝達、地域の障害者事業所、各種関係機関との情報共有の場づくり及び連携強化により、支援スキルの普及啓発を図ります。

## 第6章 その他

### (1) スケジュール

#### ① これまでのながれ

平成 27 年 (2015 年) 9 月	第 2 回豊中市障害者施策推進協議会 「障害福祉センターの今後の方向性」の報告
平成 27 年 (2015 年) 10 月	第 2 回障害福祉センター運営検討部会 「障害福祉センターのありかた」の審議
平成 27 年 (2015 年) 12 月	第 3 回豊中市障害者施策推進協議会 「障害福祉センターありかた方針 (素案)」の報告
平成 28 年 (2016 年) 2 月	第 3 回障害福祉センター運営検討部会 「障害福祉センターありかた方針 (素案修正版)」の審議 第 4 回豊中市障害者施策推進協議会 「障害福祉センターありかた方針及び障害者福祉施設 ネットワークの考え方 (素案)」の報告

#### ② これからのながれ

平成 28 年度 (2016 年度)	「障害福祉センターありかた方針及び障害者福祉施設 ネットワークの考え方」の策定 「障害福祉センターありかた方針及び障害者福祉施設 ネットワークの考え方」に基づき、 障害福祉センターひまわりの再構築に向け調整を行う。 ・当事者等意見の反映 障害当事者やその家族、各種団体などの支援者への 聞き取り・アンケートなどを実施する。 ・事業構成の具体化 障害福祉センターひまわりの再構築に向け、 事業構成を具体化する。
平成 29 年度 (2017 年度) 以降	「障害福祉センターありかた方針及び障害者福祉施設 ネットワークの考え方」に基づき、 障害福祉センターひまわり再構築を逐次実施する。

### (2) 第 2 回障害福祉センター運営検討部会での意見

「部会員意見 (2015.10.21)」(p12~p14) のとおり。

## 部会員意見（2015. 10. 21）

### 1. 全体として

障害福祉センターひまわりは、「国際障害者年（1981年）」の国連決議を受け宣言された「国連・障害者の十年（1982年～1992年）」の期間中の1990年（平成2年）に創設された。この25年前、身体障害者福祉センターB型という形で、無料または安価でご利用いただける障害者の社会参加と社会交流を促進する施設として発足した。また、施設名称も一定の障害特性だけを対象としないよう「障害福祉センター」と命名した。今後の障害福祉センターひまわりのありかたを考えていくあたり、「障害」という概念も変わってきたということを踏まえ、事業のグレードアップを考えていかなくてはならない。

障害福祉センターひまわりの今後のありかたを考えるにあたり留意しなければならないことは、一般に「障害者支援」というと支援をする側の立場が強調されがちであるが、あくまでも障害福祉センターひまわりを利用し生活に役立てている障害当事者やその家族の意見が中心にしていかなくてはならないということである。この考え方は、既存事業の見直しだけでなく新規事業においても同様である。障害当事者とその家族の意見をしっかりと聞くという姿勢で進めていただきたい。

行政内部の議論はもとより、アンケートや聞き取りなどで広く障害当事者の意見を聴いていかななくてはならない。まずは障害当事者がしたくてもできない欲求を感じ取り、そのうえで全体的な説明ができるのかを判断してもらいたい。障害福祉センターひまわりが実施する事業のなかで、稼働率が悪いという理由だけで廃止もしくは縮小すると、困るのは普段利用している人たちである。そのためにも、地域の人たちと繋がっていくことが大切である。

障害福祉センターひまわりが実施する事業のありかたで問われているのは、障害のある人たちのニーズをどれだけ合わせていくかということだと思う。障害福祉センターひまわり創設から25年が経ち、事業のありかたも変わっていくなかで事業自体も細分化されてきた。このことで各施設の選ぶ権利が増え、市域に相談支援事業所もたくさんできた。相談支援が活発になることで障害のある人たちの掘り起しが行われた。障害種別にも変化が起こり、発達障害・高次脳機能障害、さらにはひきこもりなど、これまで家の中に閉じこもっていた人たちへの支援が行われるようになってきたことで、その対象はどんどん広がってきており、民間の力だけでは到底対応しきれない状況になっている。障害福祉センターひまわりの役割としてずっと考えてきたことは、民間が賄えないところをカバーするということである。障害福祉センターひまわりで個々に応じた個別支援のしくみを作っていたいただきたい。



## 2. 既存事業について

障害のある人の社会参加と社会交流、あるいは障害のある人の権利としての観点から、既存事業のうち、各種相談・各種講座・在宅支援サービス・ボランティア養成の身体障害者福祉センターB型機能に加え、機能訓練も残さなくてはならない。そのうえでいまの時流にあった障害福祉の考え方に則った事業を付加していただきたい。

ひまわりひろばなどを活用し喫茶コーナーの復活をお願いします。(喫茶コーナー)

医療的ケアの必要な子どもたちがたくさん地域に出てきている。このことを踏まえ、家庭や地域、さらには保育所・幼稚園・学校など集団生活の場で支援することができないところをこの事業でカバーしていただきたい。(障害児等療育支援事業)

過去に利用していた人よりも今利用している人のために、生きがいや楽しみ、さらには人生を謳歌するといった視点で、障害福祉センターひまわりのありかたを考えるべきである。また、事業の機能性や当事者の自立性の観点から、現行の事業実施時間帯に縛られることなく、夜間や夕刻(午後3時か4時ごろ)の事業も実施してはどうだろうか。(各種講座)

障害者団体が活動していくにあたり、事務局の支援なくしては成り立つものではない。これからも継続した支援をお願いしたい。(障害者団体活動支援)

障害者の親の団体も高齢化し新たな会員も加入しない状況にある。(障害者支援のしくみを考えるうえで)当事者意見は必要だろうが、当事者が発言できなければその家族が意見を述べなければならぬ。団体の活性化がなされないと発言する場がなくなることを危惧している。今後も常に発信できる団体でありたい。障害福祉センターひまわりのあり方を考えるうえでご配慮いただきたい。(障害者団体活動支援)

障害福祉センターひまわりによる啓発は大切である。障害者の生活・介護・人生などに関心をもってもらうためには、障害福祉センターひまわりを利用された人たちの意見を聞き、そのうえで地域の人たちに発信していくことが必要である。そのことで実効性と説得力が担保される。たとえ稼働率が低くても残すべき拠点であることを前提に、行政のアイデアと経験でひまわりのありかたを作ってもらいたい。(啓発活動・情報発信)

障害福祉センターひまわりの喫茶コーナーをお借りし地域の校区福祉委員会の協力をいただきながら「なかよしカフェ」を毎月行っている。引き続きご協力いただき、障害福祉センターひまわりが地域に開かれた施設としてどうあるべきかをいっしょに考えていきたい。(地域交流)

よりよいしくみを作っても、しっかりとした情報発信がなければ地域に根差した拠点施設にはならない。地域の人たちへの情報発信のしくみは急務である。(情報発信)

### 3. 新規事業について

これまで障害福祉センターひまわりは精神障害者が利用していないという認識だったが、新規想定事業に発達障害者支援が盛り込まれていたことで、今後精神障害者もひまわりにかかわれるように感じた。私たちの団体では「ひだまり」で月 1 回の相談支援を実施している。その相談の中でも引きこもりに関する相談が圧倒的に多い。引きこもりには家庭内暴力もあるが、とにかく無気力に何もせず、ただ家にいる相談が一番多い。ぜひ事業化に向け取り組みを進めていただきたい。(発達障害者支援事業)

社会福祉協議会においても社会参加するのが難しい人たちの居場所づくりの事業を実施している。新規想定事業の発達障害者支援はどのようなイメージをもっているのか。(発達障害者支援事業)

国の障害者施策は財政面で相当厳しい。そのような状況のなかでも豊中市はいろいろな政策を提案している。これまで高齢者を対象としてきた地域包括ケアシステムもその 1 つで、今後は高齢者のみならず障害者・生活困窮者もその対象となる。このことをふまえると、説明のあった新規想定事業の障害予防で障害の重度化予防や 2 次的障害予防の視点からの取り組みはすごく大事だと思う。是非進めていただきたい。(QOLの維持に向けた支援)

相談支援体制は障害福祉センターひまわりが主導的に構築してもらえればありがたい。(相談支援事業の一元化)

相談支援体制はこれから障害福祉センターひまわり独自で進めていくのか、あるいは本課と分担しながら進めていくのか。いずれにしても、一方の手が回らないから他方が手伝というのは責任の所在という点で課題が残る。(もし分担していくとなると) 双方の役割を明確にして行わなければならない。責任の所在は一元的に明確化しないとますます複雑になるように感じている。(相談支援事業の一元化)

相談支援体制を今年からきめ細やかなしくみになり相談員もとても動いていると感じる。しかし、相談員さんの動きがバラバラのようにも思える。何か連携するためにわかりやすいしくみが作っていただきたい。(相談支援事業の一元化)

## 第Ⅱ部 障害者福祉施設ネットワークの考え方

### 第1章 はじめに

第Ⅰ部 障害福祉センターありかた方針では、障害福祉センターひまわりの今後のありかたを示しました。しかしながら、第Ⅰ部で示した内容を実現するためにも、障害福祉センターひまわり単体に着目した検討にとどまらず、より俯瞰的な視点から、障害者施設全体がネットワークとして機能するありかたについて、検討を加える必要があります。

そこで第Ⅱ部においては、平成23年度（2011年度）において管理運営の見直しを行った市立障害者施設4園とともに、民間施設を含めた障害者施設のネットワーク全体について、「現状と課題」「あるべき姿」「方向性」など、今後の方針の明確化を図ります。

## 第2章 経過

### (1) 市立障害者施設について

市立障害者施設 4 園（みずほ園・おおぞら園・みのり園・たちばな園）のありかたについては、平成 23 年度（2011 年度）に利用者やサービス提供事業所の状況を総合的に勘案した結果、その方向性（みずほ園・おおぞら園は民営化、みのり園・たちばな園は市直営）を当該時点において決めました。

上記に基づき、平成 25 年度（2013 年度）に、みずほ園・おおぞら園の民営化を図るため、跡地を活用した施設整備及び運営事業者の公募選考を行い、新施設完成前の仮移転施設（島江町旧南部事業所）において、平成 27 年（2015 年）4 月から民間施設としての運営を開始したところです。

新施設の完成が平成 28 年（2016 年）7 月頃とされる一方、みのり園・たちばな園については重度障害者の支援の中心的役割を担い、市直営で障害福祉サービスを実施してきました。

この間、民間事業所による障害福祉サービスの充実により、重度障害者の受け入れも進んでいる状況や、行政に求められる今日的な障害福祉課題への対応の必要性が生じたことなどにより、再度、民間事業所とともに障害者の充実した地域生活支援と持続可能な障害者福祉施策を実現することを目的に、「選択と集中」の視点から「公」が担うべき分野と「民」が担うべき分野を見直すこととし、取り組みを進めることとしました。

### (2) 民間施設を含めた障害者施設のネットワーク全体について

第 I 部でも触れたとおり、平成 26 年度（2014 年度）に障害福祉センターひまわり内に基幹相談支援センターを位置づけるとともに、市内各所の市委託相談支援事業所と指定一般相談支援事業所による相談支援のネットワークシステムを構築しました。

さらに、障害者グループホームについては、『第 4 期豊中市障害福祉計画』（平成 27 年（2015 年）3 月）において、現在地域で暮らしている常時支援を要する障害のある人が、住み慣れた地域で暮らし続けられる「住まい」として、積極的に整備を促進する方針を明らかにしました。

日中活動系事業所については、民間事業所における生活介護事業所の定員増加や就労系事業所（就 A・就労移行）の増加などにより、平成 23 年度（2011 年度）以前に比べ多様な障害福祉サービスの選択が可能な状況にあります。また、事業所種別ごとに連絡会議を定期的で開催し、民間事業者間の情報共有や研修による職員の支援スキルの向上に対する取り組みも進められています。

サービス等利用計画による継続的な支援に加え、各施設によるネットワークにより、切れ目のない支援の実現をめざしてきたところです。

### 第3章 現状と課題

#### (1) 市立障害者施設の配置及び有効活用

市立障害者施設 4 園のうち、みずほ園、おおぞら園は民営化を行い、民間事業者により新施設での運営が始まり、本市で初となる地域生活支援拠点施設として、3年から5年の間で地域移行を実現する障害者支援施設（入所施設）が整備されました。一方、みのり園、たちばな園は両施設においては開園当時に比べ利用者の障害の重度化が進んでおり、老朽化した現在の施設では個別の障害特性に応じた支援に関して、施設構造面や環境面において限界が生じています。

本市は『豊中市市有施設有効活用計画』に基づき、市有施設全般について戦略的配置及び有効活用をめざして取り組みを進めており、そのなかで市立みのり園、市立たちばな園については、現施設の更なる有効活用を含め、今後の具体的な方向性を明らかにすることが必要となっています。

#### (2) 市直営施設と民間施設の収支構造

市立みのり園・市立たちばな園について、現行の市直営では、サービス報酬単価減額に伴う収入減や民間事業所に比した支出増などにより、同種のサービスを実施している他自治体の民間施設（ベンチマーク施設）に比べ、費用効率において下回る結果となっています。

持続可能な障害福祉サービスをめざすためにも、他自治体ベンチマーク施設と同等以上の費用効率の達成が課題です。

#### (3) 市内民間障害福祉サービス事業所の状況

平成 23 年度（2011 年度）当時に比べ、民間事業所の数や利用定員の数も 1.5 倍増え、それとともに重度の知的障害者の受け入れも進んできており、このことはセーフティネットの拡充につながるものと捉えることができます。その一方、医療的ケアを要する重症心身障害者の受け入れについては、痰吸引等軽微なケアのみの受け入れにとどまっているのが現状です。また、各事業所とも定員に対する一日の利用者の数が多く、新規利用者を受け入れる余裕がない状況でもあります。

これらのことから、看護師等医療職の確保や支援スキルの普及とともに、新たな定員枠を受け入れる施設（ハード）の確保があれば、重度障害者についても民間事業者で担える状況であり、セーフティネット拡充のためにも前記の環境整備が課題です。

#### (4) 新たな障害福祉課題への対応の必要性

障害者施策全体の視点からみれば、発達障害者支援など多様化する障害への対応や、障害当事者の QOL の維持向上に向けた支援、サービス等利用計画を中心としたケアマネジメントの充実支援など、従来のサービス提供だけでは解決できない、新たな課題も顕在化しています。

障害者の地域生活における支援の拡充と持続可能な障害福祉施策の実現を可能とすることを目的に、公民役割分担の再構築が必要であり、さらには施設ネットワーク全体でより連携を深め機能を高めるための検討が必要です。

## 第4章 あるべき姿

「現状と課題」をふまえ、「市立施設から移行したおおぞら・みずほ園及び現市立2園」「民間施設を含めたネットワーク」の2つの観点から、今後の障害者施設全体についての「あるべき姿」を設定します。

### 【市立障害者施設から移行したおおぞら・みずほ園及び現市立障害者施設2園について】

市立施設から移行したおおぞら・みずほ園及び現市立2園には、前章に述べたとおり、特有の課題が存在します。したがって、その課題をふまえたあるべき姿を次のように設定します。

- これまでの市立施設としての蓄積を生かしつつ、引き続き役割を果たしながら、サービスの質をさらに高めていく
- 持続可能なサービス提供のため、各施設において他自治体のベンチマーク施設と同等以上の費用効率を実現する
- 市全体の市有施設の戦略的配置・有効活用の一環として、複合化・多機能化も絡めた再編を行う

### 【民間施設を含めた障害者施設ネットワーク全体について】

障害者施設全体を見渡し、民間施設を含めたネットワークとしてのあるべき姿を、次のように設定します。

- 施設間の連携・協働により、多様化・複合化したニーズに対応するとともに、生涯を通じて支えるという両方の意味において、切れ目のない支援を実現する
- 機能レベル別に市域を複数層に網羅した効率的・効果的な役割分担で、持続可能なサービス提供体制を確立する
- 公民の連携・協働及びスキル共有を促進し、もってサービス向上を図る場を創出する
- 各施設において地域との共生を進めることで、新たな地域づくりに寄与する
- ネットワーク全体が「地域包括ケアシステム（豊中モデル）」※の一環として機能する

※「地域包括ケアシステム」は、一般に「医療、介護、介護予防、生活支援などのケアが切れ目なく機能することで、主として高齢者が住み慣れた地域でいつまでも健やかに生活できるための包括的なしくみ」と理解されていますが、そのしくみづくりは対象を障害者に置き換えても今後必要となるものです。本方針においては、本市における「地域包括ケアシステム」を、高齢者のみにとどまらず障害者も対象としたしくみと考えます。

## 第5章 今後の方向性

あるべき姿をふまえ、市立障害者施設と民間施設を含めたネットワークの今後の方向性については、以下のとおりとします。

### (1) みずほ・おおぞら園

#### ①新施設建設による円滑な民間移行

市立みずほ園、おおぞら園で行っていた就労継続支援B型や生活介護を継承するほか、就労継続支援A型、短期入所、日中一時支援、相談支援など多様な障害福祉サービスや地域交流スペースの設置など民間事業者による多機能なサービスを展開します。

#### ②地域移行の拠点としての機能発揮

上記のほか、通過型の施設入所支援を実施し、地域生活に必要な生活体験を通して入所時点から地域移行をめざした支援を行います。

#### ③高齢者福祉サービスとの相乗効果の創出

地域密着型特別養護老人ホームや短期入所生活介護を実施し、障害福祉サービスと併設した介護保険施設として連携した支援を行います。

#### ④24時間の相談支援体制

夜間や緊急時にも相談対応ができるよう24時間の相談支援体制を整え、障害者の地域移行と地域定着を支援し、住み慣れた地域での継続的な生活の実現を進めます。

### (2) 市立みのり園

#### ①施設譲渡を伴う民間移行

市内外において民間事業所による重度知的障害者の受け入れが進んできた状況をふまえ、市立みのり園の運営を民営化します。その際には既存施設を譲渡し、民間事業者による自由な発想と創意工夫を生かした事業の展開を行います。

#### ②重度知的障害者への支援の継承

市立みのり園の運営事業を継承した民間事業所は、引き続き重度知的障害者への支援の中心的役割を担うとともに、市内事業所への支援スキルの普及を図ることとします。

#### ③市の役割

市は、これまで蓄積してきた支援スキルを形式知化し、市立みのり園の運営事業を継承した民間事業者に継承するとともに、市内事業所へ支援スキルを普及できるよう必要な支援を行います。

### (3) 市立たちばな園

#### ①指定管理者制度の導入

民間事業者による医療的ケアを伴う重症心身障害者への支援スキルと事業運営能力を活用するため指定管理者制度を導入し、SLA（達成すべきサービス水準について指定管理者等の外部主体と市とで協議し、合意・共有するしくみ）やモニタリング等を通じた市立施設としての管理のもとで、利用者の確実な受け入れと市域における受け入れ枠の拡大を進めます。さらに、将来的には公民の役割分担によるセーフティネットの一層の拡充を進めることを念頭に、民営化をめざします。

#### ②医療的ケアを伴う重症心身障害者への支援の継承

市の指定管理を受けた民間事業者は医療的ケアを伴う重症心身障害者への支援を確実に実施するとともに、市内事業所への支援スキルの普及を図ることとします。

### ③市の役割

市は、これまで蓄積してきた支援スキルを形式知化し、市立たちばな園の運営事業が民間事業者によって確実に実施されるよう継承するとともに、市内事業所において医療的ケアが一層充実するよう必要な支援を行います。

### (4) 相談支援事業所

障害福祉センターひまわり内の基幹相談支援センターのバックアップのもと、市内各所にある市委託相談支援事業所と指定一般相談支援事業所による身近な地域の相談支援体制を充実させるとともに、ライフステージによる切れ目のない支援をおこないます。

### (5) 障害者グループホーム

障害のある人の多様な住まいの場の一つであるグループホームの設置を促進し、地域移行の拠点施設であるみずほ園・おおぞら園跡地施設における通過型施設入所支援や短期入所などの居住支援機能、既存グループホーム運営事業者、各相談支援事業所等との連携により、地域移行支援や地域定着支援を進めます。

### (6) 日中活動系事業所

障害のある人の生活リズムを整えたり、就労活動の場となったりする日中活動系事業所は、相談の場や住まいの場とともに重要な場です。民営化を図るみのり園や指定管理者制となるたちばな園を中心に重度障害者への支援の幅を広げるよう努めます。また、豊中市障害者自立支援協議会や事業者連絡会と連携協力しながら就労支援の強化を図ります。



## (7) ネットワーク全体の方向性

### ①「公（行政）」の役割・「民」の役割についての考え方

障害福祉サービスに係る直接的な支援を「民」の役割、それ以外のサービスの支給決定や給付支援、障害者の権利擁護支援、相談支援体制の構築や相談支援に係る助言や情報発信及び総合調整、市域の支援力を高める人材育成やそのための研修などを「公（行政）」の役割とすることを基本とします。

### ②切れ目ない相談支援とセーフティネットの拡充

市障害福祉課本課、基幹相談支援センターを含む障害福祉センターひまわり、各市委託相談支援事業所及び指定一般相談支援事業所のそれぞれが、上記①の役割分担をふまえたケアマネジメントを行います。

入所・通所の直接支援においては、地域移行拠点施設となるみずほ園・おおぞら園後継施設、市立たちばな園・みのり園後継施設、グループホーム及び日中活動系事業所などの各施設が、相談支援事業所との連携や施設間相互の連携により、切れ目ない相談支援とセーフティネットの拡充を図ります。

これらの取組みを通じ、障害のある人及びその家族が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、ネットワーク支援体制を構築と支援力の向上をめざすこととします。

### ③地域包括ケアシステム・豊中モデルの構築～地域及び社会への展開～

障害分野のみならず、高齢、こどもの分野の各相談機関や、医療機関、地域に住む人々との連携と、介護保険制度や医療保険制度など幅広い社会資源を視野に入れ、多様な主体で構成されつつ実効性のある、本市としての地域包括ケアシステムを構築していくこととします。

この地域包括ケアシステムを構築する過程で、ネットワークを構成する各施設と地域の結びつきがさらに強まり、新たな時代に沿った地域づくりさらには共生社会づくりにつながることをめざして、取組みを進めていきます。

